

用 語 解 説

[地方交付税]

地方交付税は、地方団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

総額は、原則として国税のうち所得税・法人税の 33.1%、酒税の 50%、消費税の 19.5%並びに地方法人税の 100%である。

地方交付税は、総額の 94%に相当する普通交付税と総額の 6%に相当する特別交付税に区分される。

[普通交付税]

基準財政需要額（標準的な歳出）が基準財政収入額（標準的な歳入）を超える地方団体に対して、その超える額(財源不足額)が交付されるものである。

[基準財政需要額]

基準財政需要額とは、普通交付税の算定に用いる各地方団体の標準的な歳出のことである。

標準的な歳出とは、各地方団体の決算額や予算額ではなく、各地方団体が標準的な水準の行政を行うために必要となる一般財源の額を理論的に算出したものである。

なお、普通交付税の算定上は、上記の標準的な歳出から臨時財政対策債の発行可能額を控除する。

[基準財政収入額]

基準財政収入額とは、普通交付税の算定に用いる各地方団体の標準的な歳入のことである。

標準的な歳入とは、実際の地方団体の歳入ではなく、標準的な税率、徴収率に基づき理論的に算出されたものである。

[臨時財政対策債]

臨時財政対策債とは、地方財政の財源不足を補てんするために、特例的に発行される地方債のことである。

その元利償還金については、後年度に全額交付税措置されるため、交付税の代替的なものと言われている。

令和8年度は、前年度に引き続き、2年連続で新規発行可能額がゼロとなった。